

2. 法人（法人税関係）

目標	現状	今後の取組（イメージ）	参考
電子申告の普及促進	電子申告の普及は道半ば ICTで作成された申告データが必ずしもデータのまま提出されていない	<ul style="list-style-type: none"> ◎ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を着実に実施。 ◎ <u>大法人は、法人税等の電子申告を義務化。</u> ◎ <u>中小法人は、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、電子申告利用率を85%以上に引上げ。</u>（H31年度迄） ⇒ 将来的に、ICT環境等を勘案しつつ、<u>中小法人にも電子申告を義務化し、電子申告利用率100%を目指す。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模法人※ 3万社(29年6月末) <small>※国税局調査部所管法人(原則、資本金が1億円以上の法人)</small> ・大規模法人の電子申告利用率 52.1%(27年度) ・その他の法人 305万社(29年6月末) ・その他の法人の電子申告利用率 75.5%(27年度)
法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化	法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>国税・地方税の法人設立関係手続について、申請データの一括作成・電子的提出の一元化を実現。</u>（H31年度） ☆ さらに、<u>社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続について、オンライン・ワンストップ化。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届の提出件数 14万件(27年度)



3. その他（個人、法人共通）

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要	◎☆ 国税・地方税の法人設立手続等の電子的提出一元化、法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、 <u>情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届の提出件数 14万件(27年度) ・住宅ローン控除(初年度分)※の申告者数 ※登記事項証明書(不動産)の添付を要する 56万人(27年分)
電子帳簿等保存制度の利用促進	電子帳簿を利用しない場合、ICTで作成・管理する帳簿書類を書面で保管する必要	◎ 電子帳簿等保存制度の利用を促進し、 <u>事業者の文書保存に係る負担を軽減</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿等保存制度の利用件数 約19万件(29年6月末)
納付のキャッシュレス化推進	現金納付が依然多い 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要	◎ 地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、 <u>国税の納付も利便性を向上。国税・地方税の納付のキャッシュレス化を推進し、現金納付に伴う手続負担を軽減</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での現金等による納付※ 金融機関 72.0% 税務署 3.6% ※国税の納付全体に占める割合(件数ベース)(28年度) ・個人消費に占める現金等による支払 49.5%(27年度) (クレディセゾン決算説明会資料)

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

政府税調中間報告②
(平成29年11月)別添資料

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。
働き方が多様化し、申告者が増加・多様化する中、ICTの活用等を通じ、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行える納税環境を整備。
また、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。
 - ・ ◎の取組は、財務省において(所要の税制改正等を前提として)実施可能。原則全て今後数年間(概ね2～3年間程度)で実現を図る。
 - ・ ☆の取組は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等)が必要。その進捗を踏まえて、タイムリーかつ積極的に取組を進める。

個人 (所得税 関係)

◎スマホ申告の実現 (H31.1～段階的に対象範囲拡大)

◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で
e-Tax利用可能(H31.1～)

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
(H30.1～段階的実施)

◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

法人 (法人税 関係)

◎電子申告の普及促進(大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化(H31年度)

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンスオンリー化))

◎電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備(将来的課題)

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

政府税調
資料を改訂

- 政府税制調査会の中間報告（平成29年11月）において示された税務手続の電子化に係る取組事項のうち、平成30年度税制改正では「大法人の電子申告義務化」「年末調整手続の一層の電子化」を措置した。

個人 (所得税 関係)

◎スマホ申告の実現（H31.1～段階的に対象範囲拡大）

◎ID・PWのみ（またはマイナンバーカードのみ）で
e-Tax利用可能（H31.1～）

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
（H30.1～段階的実施）

◎**年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備**
（被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減）

H30改正：年末調整手続の一層の電子化（H32年分～）

法人 (法人税 関係)

◎**電子申告の普及促進**（大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化）

H30改正：大法人の電子申告（e-Tax）義務化（H32年度～）

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化（H31年度）

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大（情報提出の重複削減（ワンズオンリー化））

◎電子帳簿の普及促進（文書保存の負担軽減）

◎納付のキャッシュレス化推進（現金納付の手続負担軽減）

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備（将来的課題）

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。（平成28年度の利用率：法人税申告 79.3%（法人税申告のうち大規模法人 56.9%）、所得税申告 53.5%）
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるような環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。
（平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用）

大法人の電子申告義務化

- 大法人（※1）は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。

（※1）内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき（※2）は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

（※2）サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

① 提出情報等のスリム化

- ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
- ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）

② データ形式の柔軟化

- ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV）

③ 提出方法の拡充

- ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）

④ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

- ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
- ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

⑤ 認証手続の簡便化

- ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、現行制度上、書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）を可能とする。

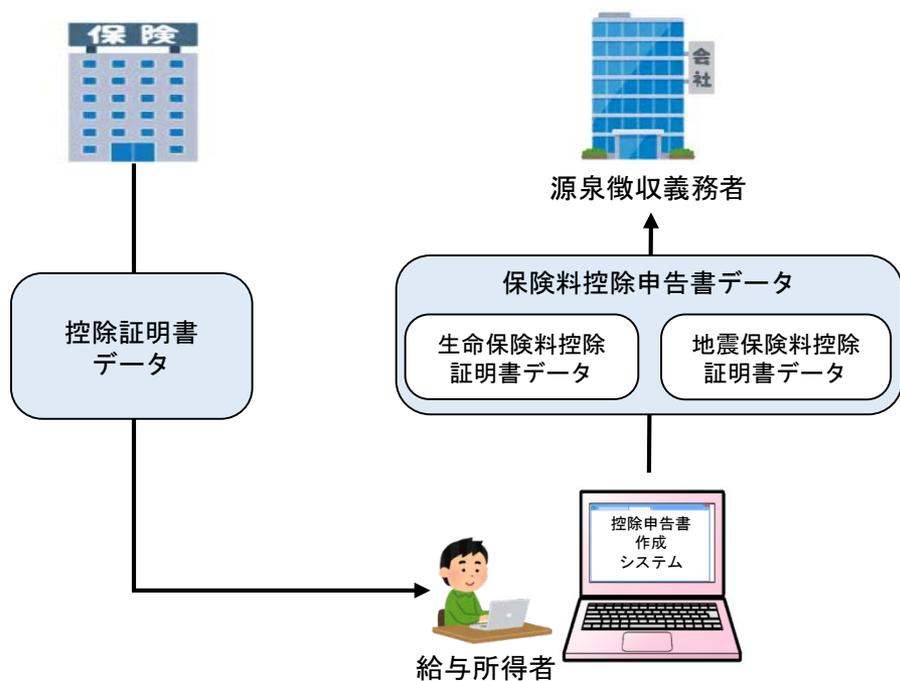
（注1）電子提出の対象とする年末調整関係書類

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書

（注2）上記の見直しと併せて、住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書について、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書等と同様に、電子メール等により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電子証明書を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付証明書）を住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

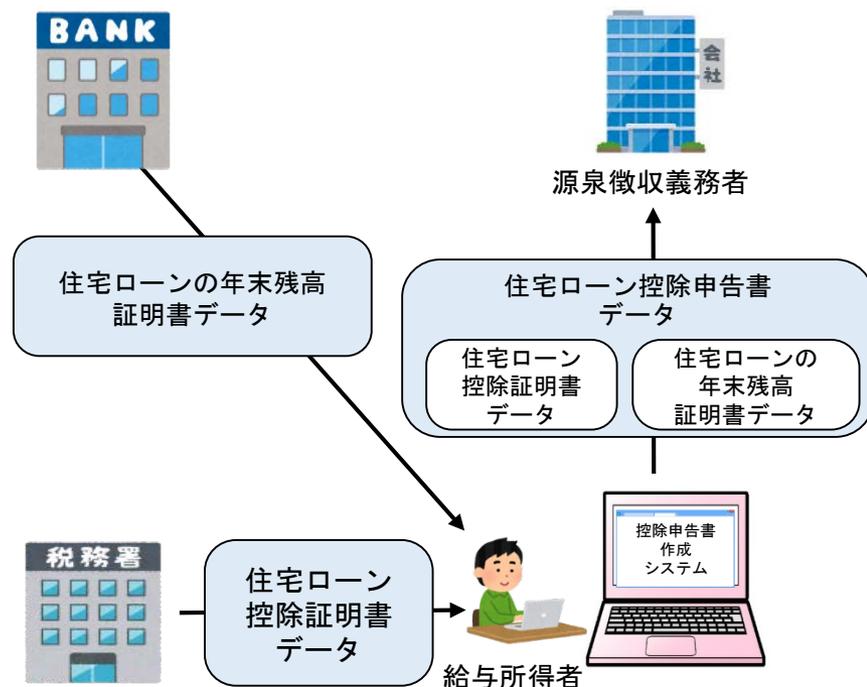
【平成30年度改正】

<生命保険料控除・地震保険料控除>



（注）平成32年分以後の所得税について適用

<住宅ローン控除>



（注）平成31年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合における平成32年分以後の所得税について適用

「年末調整控除申告書作成システム(仮称)」の整備

- 平成30年度税制改正における年末調整関係書類の電子化とあわせ、国税庁において、給与所得者(被用者)が、関係機関から電磁的に交付された控除証明書等を用い簡便・正確に控除申告書を作成し、源泉徴収義務者(雇用者)に対し電磁的に提出することを支援するアプリケーション(「年末調整控除申告書作成システム(仮称)」)を整備する。(リリース予定時期:平成32年10月)

(注1) 控除証明書等:生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書

(注2) 関係機関:保険会社、銀行等の金融機関及び税務署

保険料控除申告の場合(イメージ)



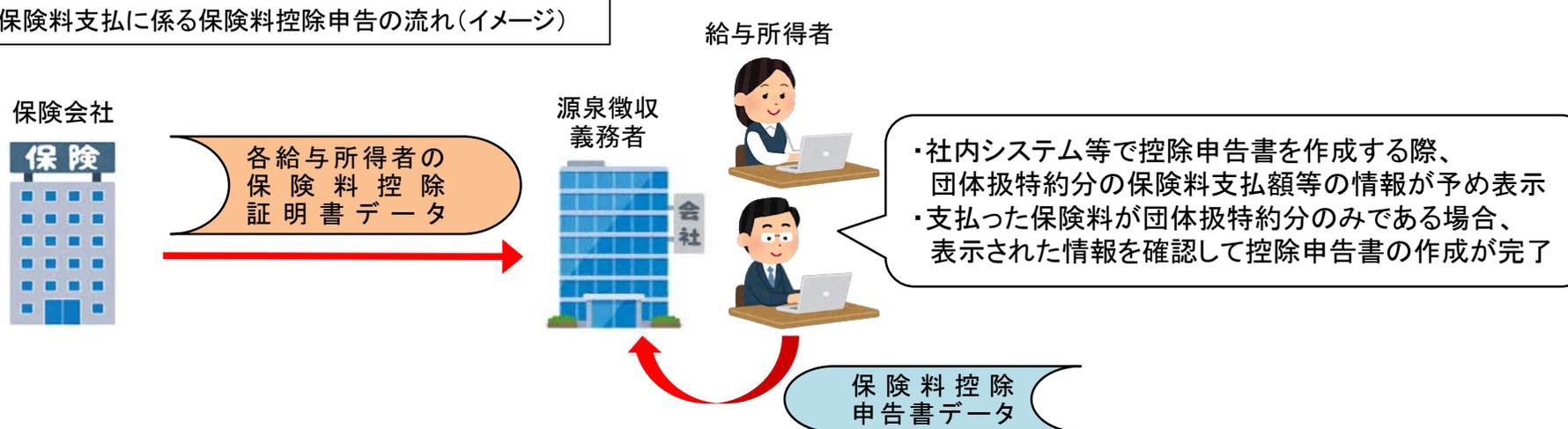
- ・国税庁ホームページ上でアプリケーションを無償提供
- ・証明書データを取り込めば、所定の項目に自動転記
- ・記載内容確認後、そのままオンライン提出可能

- ・住宅ローン控除についても、控除証明書及び年末残高証明書のデータを活用し、上記と同様の流れで手続きが完了。
- ・控除証明書等が保険会社等から書面で送付された場合についても、控除証明書等の内容をシステムに入力することにより、簡便・正確に控除申告書を作成し電磁的に提出することが可能。
- ・システムの仕様公開を通じて、民間ベンダー等における年末調整関連システムの開発を促進。

団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化

- 現在、団体扱特約保険については、保険会社から源泉徴収義務者(雇用者)に対し、当該保険に加入している各給与所得者(被用者)の控除証明書が書面で一括交付され、それを源泉徴収義務者が各給与所得者に配付するという手続が一般的。
- このため、平成30年度税制改正における年末調整関係書類の電子化とあわせ、以下の仕組みが整備されれば、源泉徴収義務者・給与所得者双方の事務負担が軽減される。
 - ・ 保険会社から源泉徴収義務者に対し、団体扱特約保険に加入している各給与所得者の控除証明書をデータで一括交付
 - ・ 源泉徴収義務者は、そのデータを用いて、団体扱特約保険の保険料支払額等の情報を予め記載した控除申告書データを作成
 - ・ 給与所得者は、団体扱特約保険に係る情報が予め記載された控除申告書データを確認し、必要に応じ個人契約分の保険に係る情報を追記し、源泉徴収義務者に提出

団体扱特約の保険料支払に係る保険料控除申告の流れ(イメージ)



※こうした仕組みの下では、団体扱特約保険について、源泉徴収義務者が各給与所得者に控除証明書を書面で配付し、各給与所得者がそれを参照して控除申告書を作成した上、控除申告書・控除証明書を源泉徴収義務者に提出するといった事務負担が生じない。